



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp  
<https://www.city.sabae.fukui.jp>



市長あて要望書提出



市議会議長あて要望書提出



農地パトロール



農業用機械研修会（3月5日）

## もくじ

|                              |   |
|------------------------------|---|
| ■『農業施策の拡充に関する要望書』について        | 2 |
| ■ 農業者年金紹介、農地中間管理事業について       | 3 |
| ■ 令和4年度農地賃借料・農作業標準料金(目安)について | 4 |
| ■ 農地法事務の取扱い基準                | 5 |
| ■ 令和4年度鯖江市の主な農政関係事業予算について    | 6 |
| ■ 農業保険について                   | 7 |
| ■ さばえおいしい応援団/農政カレンダー/農業新聞    | 8 |

## 「令和4年度 農業施策の拡充に関する要望書」を市長および議長へ提出

鯖江市農業委員会は、令和3年11月30日に農業施策の拡充に関する要望書を、市長と市議会議長に提出しました。要望書の内容は次頁で掲載しましたので、ご確認ください。





# 『農業施策の拡充に関する要望書』

## 1. 持続可能な農業の実現に向けた経営対策の推進について

- (1) 農業者の高齢化や後継者不足、山間地域での有害鳥獣の被害が増加しているなか、農地をいかに効率よく担い手へ集積・集約できるかが課題である。このため、人・農地プランの実質化を基に、中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化の推進を図ること。
- (2) 人口減少およびコロナ禍における緊急事態宣言等の発令による飲食店への時短要請等やインバウンド消費減少によりコメの需要量が年々落ち込むなか、農作物生産を継続するためには、非主食用米や転換作物の生産に取り組むことが重要である。同生産を支援する「水田活用の直接交付金」について、生産に取り組む意欲を高めるよう法制化および十分な予算確保を国に働きかけること。
- (3) 今後も、予期せぬ事態によって生産者の収入が大幅に減少することや、さらにその影響が数年に及ぶことも想定される。そのため、市でも農業経営のセーフティネットとなる施策や予算確保を実施すること。

## 2. 新規参入・農業後継者の育成のための施策強化について

農業者の高齢化に伴い後継者不足が懸念されている中、後継者の育成は最重要課題である。そのために、新規就農者の育成支援はもちろんのこと、農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるよう施策の強化を図ること。

## 3. 遊休農地の発生防止・解消について

高齢化による離農などにより農業者が減少しており、遊休農地が顕在化しつつある。そのため、遊休農地の発生を防ぐため、当委員会を含めた関係機関との連携強化に努めること。また、文書による管理指導など、遊休農地所有者への指導を強化する取り組みを行うこと。

## 4. 有害鳥獣害対策について

- (1) 有害鳥獣による農作物等の被害は、農業収入の減収とともに営農意欲が失われ遊休農地につながるものである。その被害を減らすために、侵入防止柵の設置や地域ぐるみで被害防止活動を行うための予算を維持すること。
- (2) サル対策地域リーダーの育成を継続して支援すること。また、並行してサルの群れの行動把握のため、探知機の取り付けなどの取り組みを継続して行うこと。
- (3) 今後、シカの頭数増加に伴い、水稻をはじめとした農作物被害の拡大が予想される。シカへの対応について、捕獲を強化すること。

## 5. 農業委員会活動の強化対策および事務局体制強化について



# 農業者年金のご紹介

## あなたの老後は大丈夫?

あなたの老後の備えは十分でしょうか?  
年金は家族一人ひとりが準備することが大切です!  
農業者年金は、農業者の老後をサポートします。  
農業経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって  
加入することをおすすめします!!

### ●加入できる方は?

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

### ●特徴は?

- ①積立方式・確定拠出型で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証付です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。



## 農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確認しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。

## 農業者年金制度の改正(令和4年)

- ・35歳未満で要件を満たす方は、月1万円から加入可能になりました。(1月1日～)
- ・65歳から75歳未満の間で受給開始時期を選べるようになります。(4月1日～)
- ・要件を満たす方は、60歳以上65歳未満の方でも加入可能に。(5月1日～)

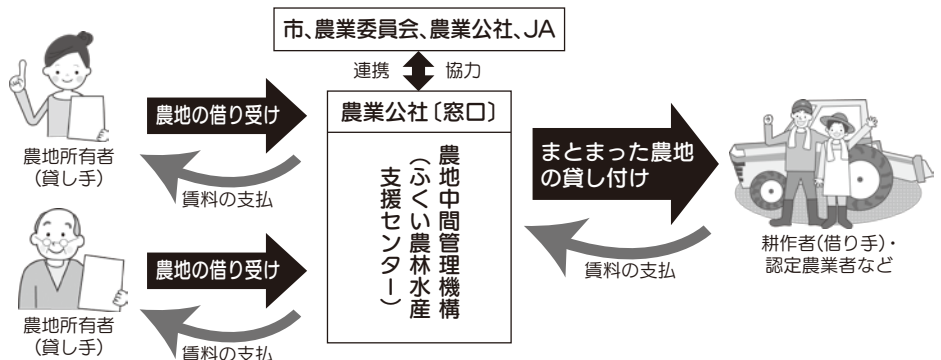
# 農地中間管理事業をご活用ください

## 農地中間管理事業とは?

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積集約することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

## 事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県の農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



## 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 所有する全ての農地を中間管理機構をとおして担い手に貸付を行えば、該当農地の固定資産税が減額される制度があります。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

## 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。

令和4年度 農地賃借料について

【田(水稻)の部】  
令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。 (単位 円/10a)

| 地 区 名       | 平 均 額    | 最 高 額    | 最 低 額    |
|-------------|----------|----------|----------|
| 鯖 江         | 13,594 円 | 18,300 円 | 10,000 円 |
| 新横江         | 13,885 円 | 20,628 円 | 6,881 円  |
| 神 明         | 12,569 円 | 13,752 円 | 11,000 円 |
| 中 河         | 13,123 円 | 13,752 円 | 5,000 円  |
| 片 上         | 13,378 円 | 13,455 円 | 13,297 円 |
| 立 待         | 12,633 円 | 13,752 円 | 9,000 円  |
| 吉 川         | 13,089 円 | 13,752 円 | 4,950 円  |
| 豊           | 13,248 円 | 13,752 円 | 10,000 円 |
| 北中山         | 13,430 円 | 13,752 円 | 11,759 円 |
| 河和田         | 10,393 円 | 13,455 円 | 7,116 円  |
| ( 参 考 ) 平 均 | 12,971 円 |          |          |

\* 賃借料が米で物納の場合、米の価格は令和3年産米の相対取引価格(令和3年9月末、および10月末)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また平均額は、面積による加重平均から求めた値です。  
\* 上記データには、使用貸借(賃借料なし)による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものや、特別な事情によるものは含まれていません。なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

令和4年度 農作業標準料金(目安)について

(単位 円/10a)

| 作業区分 |        | 標準料金(税抜き) | 適 用(追加料金は税抜きで表示)                         |
|------|--------|-----------|------------------------------------------|
| 水 稲  | 荒 耕    | 6,600     |                                          |
|      | あぜぬり   | 3,900     | 100メートルあたり                               |
|      | 代かき    | 7,550     |                                          |
|      | 田植え    | 8,050     | 田植機使用(苗代別) 施肥田植機の場合も適用(肥料代別)             |
|      | 直播(条播) | 6,260     | 施肥田植機(種・肥料代別)                            |
|      | 防 除    | 1,500     | J A 作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)                 |
|      | 稲刈り    | 15,600    | コンバイン使用(※生粳運搬は別途)                        |
|      | 秋おこし   | 6,600     |                                          |
|      | 乾燥・調製  | 1,270     | 60kgあたり                                  |
| 大 麦  | 耕起・播種  | 6,880     | 施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。 |
|      | 溝 掘    | 3,700     | ロータリートレンチャー使用                            |
|      | 防 除    | 1,260     | J A 作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)                 |
|      | 収 穫    | 13,110    | 団地化されている場合は、10a当り3,000円引きとなります。          |
| 大 豆  | 耕起・播種  | 6,720     | 施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。 |
|      | 溝 掘    | 3,700     | ロータリートレンチャー使用                            |
|      | 防 除    | 1,020     | ブームスプレーヤー使用                              |
|      | 収 穫    | 13,350    |                                          |
|      | 培 土    | 3,700     | 1回の作業につき                                 |
| 蕎 麦  | 耕起・播種  | 9,110     |                                          |
|      | 溝 掘    | 2,850     |                                          |
|      | 収 穫    | 11,370    |                                          |

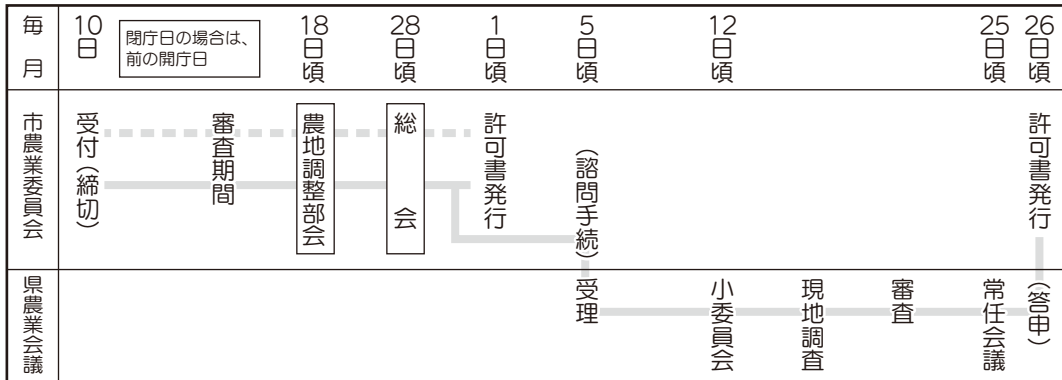
\* 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定しています。小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。  
1区画30a未満の圃場の場合は、標準料金に5～30%加算となります。  
\* 農業用機械等の運搬に関する経費は、この作業料金には含まれていません。委託者と受託者で十分に協議をしてください。



# 農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用する際には第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

## ①許可がおりるまでの流れ(3条の流れは点線、4・5条の流れは実線)



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。（一定の要件に該当する場合には**6週間**となります。）

農地法第3条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。

10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

## ②農地法第4・5条の許可の基準(一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。)

**一般基準**・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

**立地基準**・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

## ③農地法第3条の許可の基準(下記の要件を満たしているかどうか審査します。)

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。(全部効率要件)
- 権利取得後の経営面積が50a以上になっているか。(北中山地区40a、河和田地区30a)(下限面積要件)
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。(常時従事要件)

## ④必要な書類・・・申請書提出と同時に必要な書類があります。

〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書、確約書
- 水稻共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。(直通53 - 2234)

# 令和4年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について

| 事業目的                                        | 事業名                | 事業概要                                                                                                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 予算(千円)  |
|---------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 担い手育成                                       | 新規就農者経営支援事業        | 新規就農者および経営継承者の就農支援により、担い手育成を図る。                                                                      | ①新規就農者経営支援事業(農業次世代人材投資事業)<br>新規就農者の経営開始時の経営確立を支援する資金<br>②新規就農促進支援システム事業<br>条件整備補助 補助率1/2 限度額250千円<br>③農の人財育成支援事業(令和2年度のみ)<br>雇用従事者賃金+指導育成経費<br>④農業法人次世代育成支援事業(令和3～5年度)<br>雇用従事者賃金+指導育成経費<br>⑤経営継承・発展支援事業<br>経営継承し事業発展計画策定の場合 限度額1,000千円<br>⑥農業への一般法人等参入支援事業<br>一般法人が農業に参入する際の初期投資を一部補助 等 | 13,966  |
| 農林産物の生産振興                                   | 地域営農再生推進事業         | 加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い大豆に助成し、水稻以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。 | 麦・大豆・そばの基幹作付 5,500円/10a<br>良質大豆助成 3円/kg<br>加工用米 3,500円/10a<br>周年作の大豆作付 6,000円/10a<br>〃 景観用作物 4,000円/10a<br>〃 そば作付 2,000円/10a<br>〃 特産品作付 10,000円/10a<br>水田への景観用さばえ菜花作付 4,000円/10a                                                                                                         | 36,530  |
| 〃                                           | 水田農業促進事業           | 認定農業者等担い手が取り組む水田園芸の規模拡大を国・県の事業を活用し支援することで、地域特産農産物、園芸戦略品目等の生産拡大、および効率的な水稻栽培促進のため機械購入等の整備助成をする。        | ①担い手作業効率化支援事業<br>②儲かるふくい型農業総合支援事業[営農の継続]<br>③儲かるふくい型農業総合支援事業[スマート農業型]<br>④持続的経営支援交付金<br>⑤小さな農業チャレンジ応援事業                                                                                                                                                                                  | 40,305  |
| 〃                                           | さばえブランド米支援事業       | 特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。                       | 無農薬・無化学肥料 5,000円/10a<br>無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a<br>減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a<br>減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a<br>担い手農家の土づくりの資材 上限1,000円/10a                                                                                                                                       | 11,134  |
|                                             |                    | さばえ菜花米のブランド化に向けた事業                                                                                   | さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 上限4千円/10a<br>さばえ菜花米の圃場の土壌分析 62千円<br>さばえ菜花米作付助成 5千円/10a                                                                                                                                                                                                                 |         |
|                                             |                    | さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業                                                                                  | カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円                                                                                                                                                                                                                                                              |         |
| 〃                                           | さばえエコ農業支援対策事業      | 化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。       | 取組み内容によって補助単価が異なります。<br>カバークropp、中干延期など                                                                                                                                                                                                                                                  | 7,060   |
| 〃                                           | 「さばえ野菜」産地育成支援事業    | ①園芸特産物振興事業<br>②地場産園芸ハウス設置支援事業                                                                        | ①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等<br>②小規模ハウス等の設置や老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成                                                                                                                                                                                                                            | 11,583  |
| 鯖江ブランドづくり                                   | 6次産業化応援事業          | 鯖江産農産物を使用した加工品の開発や販路開拓に取り組む事業者を支援する。                                                                 | ①鯖江産農産物を使用した加工品開発 上限400千円<br>②鯖江産農産物の販路開拓 上限200千円                                                                                                                                                                                                                                        | 1,393   |
| 食育・地産地消の推進                                  | 元気さばえ食育推進事業        | 市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。                                                  | さばえの食文化交流事業、ふるさと鯖江の料理を楽しむ会、おいしさを探検する学習・おいしさを引き出す学習等の開催                                                                                                                                                                                                                                   | 4,259   |
| 市民の憩いの場としての里山環境の保全                          | 鳥獣害のない里づくり推進センター事業 | 人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業<br>里山放牧保全推進事業<br>さばえのけもの料理提案事業                                              | さばえのけものアカデミー、地域の情報交換会等の開催<br>山ざわに牛放牧による対策の委託<br>ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発                                                                                                                                                                                                                   | 8,793   |
| 〃                                           | 有害鳥獣駆除事業           | 農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する。                                                                                 | 有害鳥獣捕獲委託等<br>電気柵設置への助成                                                                                                                                                                                                                                                                   | 4,806   |
| 快適で魅力ある農村づくり<br><br>*土木課 農林整備係<br>電話53-2235 | 多面的機能支払交付金         | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地法面の草刈りや水路の泥上げ・補修など地域の活動に係る支援を行い、地域資源の適切な安全管理を推進します。                      | ・農地維持支払：52,992千円<br>田3,000円/10a 畑2,000円/10a<br>・資源向上支払：31,378千円<br>田1,800円/10a 畑1,080円/10a<br>・長寿命化：76,132千円<br>田4,400円/10a 畑2,000円/10a<br>・農業用施設安全管理事業：2,100千円<br>田2,200円/10a                                                                                                           | 163,602 |

\* 詳しくは農林政策課までお問い合わせください(電話53-2232～2234)。

# 農業者のみなさん 農業保険に加入しましょう!

## 農業経営には様々なリスクがあります

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けが等で収穫不能



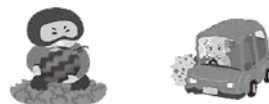
倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で売上減



## NOSAIには、リスクに対応した農業保険があります!

### 収入保険

様々なリスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです!

- ・青色申告を行う農業者が対象です。
- ・原則、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補てんします。

### 農業共済

自然災害リスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです!

- ・全ての農業者が対象です。
- ・農作物(水稻、麦)、畑作物(大豆、そば)、果樹(なし、かき、うめ、ぶどう)、農業ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補てんします。

収入保険または農業共済のいずれかを選択することになります。  
農業保険は国の公的保険制度で、保険料(掛金)の国庫補助があります。  
詳しくは、NOSAI福井へお尋ねください。

**NOSAI 福井 (福井県農業共済組合)**

〒916-0036 鯖江市横越町 18-41-1

丹南グループ TEL:0778(53)2704

収入保険グループ TEL:0778(53)2701



鯖江にはすばらしいものがたくさんあって  
あなたに見つけてもらえるのを待っています。

わたしたちは、豊かな土壌に育まれた  
安全安心な農作物を食べることができ、  
その曇りのない価値を知っています。

しかし、その価値を支えている  
農家の方々が日々努めていること、  
地域の宝である固有の伝統野菜、  
地元で育まれてきた食文化と農との密接な関係は、  
残念ながらあまり知られておりません。

そこで、わたしたちは  
鯖江のあちこちにかくれているすばらしいものを探し出して、  
サイト上で皆さんにご紹介していきます。



“旬を楽しむ”さばえの農産物を使ったイベント  
“顔が見える”さばえの農家さん巡りツアー  
“これが自慢”さばえの特産加工品開発

などなど

普段は気が付かなかった「さばえのすばらしいもの」を、  
ぜひ『さばえおいしい応援団』で見つけてください。



おいしい応援団  
Facebook



おいしい応援団  
Instagram



## ○ 農業委員会・農政カレンダー ○

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和4年

- |    |     |            |
|----|-----|------------|
| 4月 | 28日 | 農業委員会第4回総会 |
| 5月 | 28日 | 農業委員会第5回総会 |
| 6月 | 28日 | 農業委員会第6回総会 |
| 7月 | 28日 | 農業委員会第7回総会 |
| 8月 | 27日 | 農業委員会第8回総会 |
| 9月 | 28日 | 農業委員会第9回総会 |

## 全国農業新聞



を購読  
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

## 編集後記

昨年12月半ば農林水産省は令和3年度地産地消等  
優良活動表彰の受賞者を発表しました。  
この中で吉川ナスを生産する鯖江市伝統野菜等栽培  
研究会のこれまでの取組みが評価され、農林水産大  
臣賞を受賞しました。鯖江市の伝統野菜を通じた地  
産地消の活動が全国的な賞をいただくなんて誇ら  
しいですね。数ヶ月後スーパーに吉川ナスが並んだら、  
皆さん手にとって、おいしく調理して食べてくだ  
さいね。